

安全に関する取り決め

株式会社 Foresters PRO

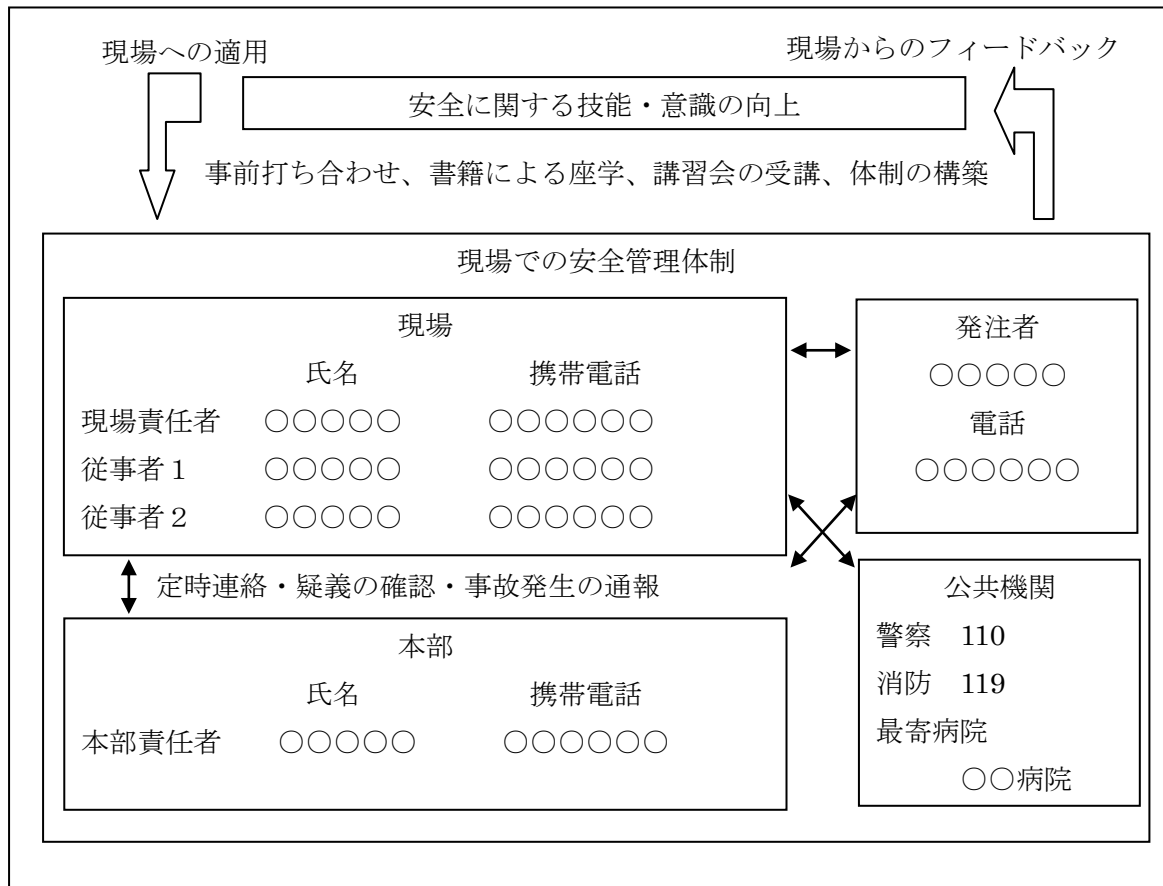
<業務における優先事項>

- 1) 発注者・受注者・第三者、全てに対して安全であること
- 2) 法令遵守
- 3) 定められた業務の遂行

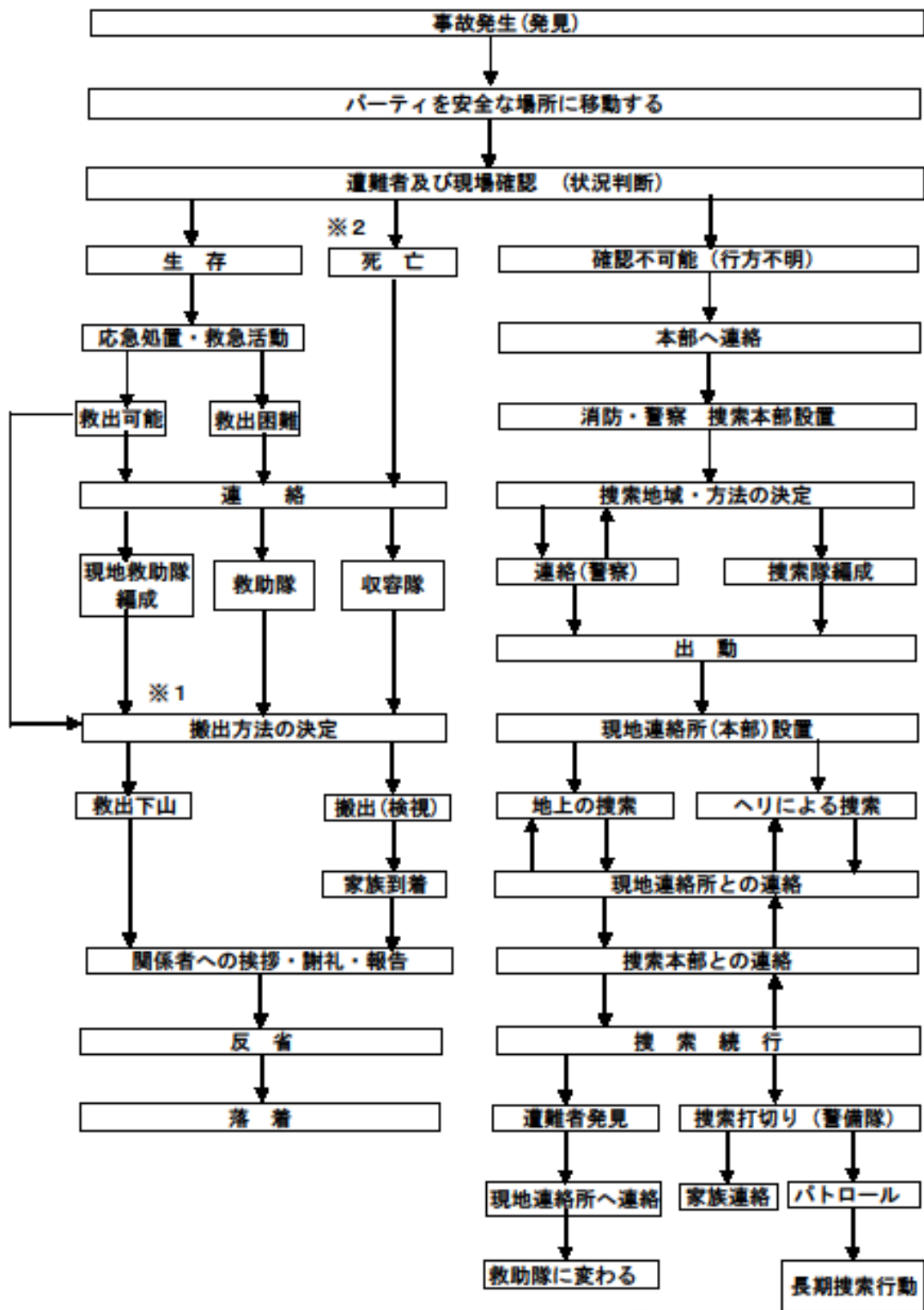
<安全管理に関する指針>

- 1) 業務を遂行するに当たって、想定される危険を予め想定すること
- 2) 想定される危険に対して回避・予防・起こった場合の被害軽減の措置まで含めて業務を計画すること
- 3) 事前に想定できなかった危険に遭遇した場合は、優先事項のとおり措置をとること
- 4) 常に安全に対する技能・意識の向上を行う

<安全管理体制>



遭難救助フローチャート



※1

※2

名簿

| | | | | | | |
|-------|----|----|------|--------|----|----|
| 本人 | 氏名 | 住所 | 電話番号 | E-mail | 性別 | 年齢 |
| | | | | | | |
| 緊急連絡先 | 氏名 | 住所 | 電話番号 | E-mail | 続柄 | |
| | | | | | | |
| 本人 | 氏名 | 住所 | 電話番号 | E-mail | 性別 | 年齢 |
| | | | | | | |
| 緊急連絡先 | 氏名 | 住所 | 電話番号 | E-mail | 続柄 | |
| | | | | | | |
| 本人 | 氏名 | 住所 | 電話番号 | E-mail | 性別 | 年齢 |
| | | | | | | |
| 緊急連絡先 | 氏名 | 住所 | 電話番号 | E-mail | 続柄 | |
| | | | | | | |

被雇用者は政府労災に加え、民間の保険に加入している。役員が死亡した時や労災手続きを怠った場合には被雇用者は労働基準監督署、および左記の保険会社に直接交渉できる。(証券番号：〇〇〇〇〇〇 連絡先：代理店株式会〇〇 電話〇〇〇〇〇〇)

<業務開始から業務終了までの具体的連絡・確認事項>

・現場に行く者が行うこと

- 1) 現場に行く者が事前に地図を作成、危険個所を予測し、本部に伝達する。
- 2) 出発時刻と最終下山時刻を本部に伝達する。
- 3) 前日の 17 時までに天候等を考慮して実行の可否を決定し本部に連絡する。
- 4) 現場では安全に配慮して業務を行う。
- 5) 事故発生時はフローチャート、連絡体制を参考に臨機の対応を行う。
- 6) 下山した場合はメールで直ちに本部へ連絡を行う。(下山予定時刻を 3 時間以上過ぎて連絡がない場合は本部は搜索の初動を始める)

・本部が行うこと

- 1) 現場に行く者が十分な準備ができているかの確認。現場と共有する地図の確認。
- 2) 出発時刻と最終下山時刻の確認。
- 3) 前日の 17 時までに業務実施の有無の確認。
- 4) 事故発生時に連絡本部となり、救助隊の要請、遭難位置、救助方法などを救助隊と共に検討、実施。
- 5) 現場が業務を行っている時間は電話の取れる状態で待機。最終下山時刻までに連絡があるかどうかの確認。
- 6) 最終下山時刻を 3 時間過ぎても下山の連絡がなければ、本部から現場へ連絡を試みる。
- 7) 現場の者の親しい者等に連絡を取って、下山してないことの確認(携帯の電池切れ等がよくある)。
- 8) 遭難の可能性が高まった段階で警察・消防に連絡。搜索・救助を検討する。